

別表第三十八号（第140条第1項関係）

変更登録申請書

令和 2年11月 1日

総務大臣 殿

郵便番号 100-8926
住所 東京都千代田区霞が関2-1-2
(ふりがな)
氏名 いきほうけーぶるかぶしがいしゃ 域放ケーブル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょう ゆうほう こうたろう 代表取締役社長 有放 光太郎
電話番号 03-5253-6111
登録年月日及び登録番号 平成23年8月31日
第ZZ0999号

放送法第130条第1項の規定により総務大臣の変更登録を受けたいので、同条第2項の規定により申請します。

変更事項	業務区域（放送法第126条第2項第4号） 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要（同項第3号）	
変更内容	変更前	変更後
	業務区域 東京都千代田区霞が関1丁目 ～3丁目、港区、中央区 一般放送の業務に用いられる電 気通信設備の概要 別紙のとおり	業務区域 東京都千代田区霞が関1丁目 ～3丁目、港区、中央区、文 京区 一般放送の業務に用いられる電 気通信設備の概要 別紙のとおり
予定期日	平成24年1月1日	
変更の理由	業務区域の拡大（東京都文京区を追加）に伴うもの	

注1 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要について変更登録を受ける場合は、一般放送の業務の登録申請書に準じて変更箇所が分かるよう記載すること。

注2 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注3 該当期に全部を記載することができない場合は、その期は別紙に記載する旨を記載し、

以下の書類も添付する。

- 技術基準に適合する一般放送の業務に用いられる電気通信設備を権原に基づいて利用できることを証する書類（当該変更に係るものに限る。）
- 再放送の同意に係る事項（当該変更に係るものに限る。）
- 道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し（当該変更に係るものに限る。）
- 法第126条第3項の法第128条第1号から第5号までに該当しないことを誓約する書面（規則別表第三十二号）
- 3 事業計画書（規則別表第三十三号）（当該変更に係るものに限る。）
- 4 一般放送の業務を適確に遂行するに足る技術的能力があることを説明した書類（規則別表第三十四号）（当該変更により、登録（又は直前の変更登録）の申請時に提出した書類に変更が生じる場合に限る。）